



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談のあれこれ



消費生活相談員の
勝股です！

NO.15

発行：東濃西部広域行政事務組合

基本のキホン。契約って何？

契約とは約束のことですが、単なる約束とは異なります。「契約」とは、国家（裁判所）により約束を実現することができるのです。一言でいうと法的な約束事です。たとえば、消費者金融などから借り入れをするのは「借金の契約」です。借金の契約が守られなかった場合、貸主は裁判所に訴えて、裁判所が借主に支払を命じます。それでも借主が応じない場合は、差し押さえなど強制的に支払いを実現させます。「支払わなければ裁判所に訴えてやる！」というのは、このためです。

必要な要件や制限はありますが、契約は原則として口頭でも成立します。その内容に関しても民法は「契約自由の原則」を用いています。契約をするときは慎重に行わなければならないのです。

ほんとーに
こんな相談ありました

ネットショッピングをして料金を銀行振

り込みで支払ったが、商品が届かない。販売店に連絡しようとしてもメールしか連絡手段なく、メールで問い合わせても返信がない。



アドバイス

通信販売を行うためにはサイトに住所・会社名・電話番号・返品特約などを記載する義務があります。そのような記載がないサイトと取引するのは大変危険な行為です。特に前払い決済をする際には、注意して取引をしましょう。

新規・継続 12月の相談件数

店舗販売	11	12
訪問販売	4	4
電話勧誘販売	7	7
通信販売	17	17
多重債務	6	6
その他	4	4
問い合わせ	0	0

依然として通信販売に関する相談が多いです。年齢層も広く、誰にでも起こりうるトラブルといえます。